

○介護保険料減免について

災害その他の理由で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが非常に困難な場合は、減免の制度があります。

(減免の意義)

介護保険料の納付義務について、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納付が困難であると認められるような場合は、その個別具体の事情に即して保険料負担の減免を行います。

(減免の種類)

- ① 災害等により著しい損害を受けた場合
- ② 死亡、長期間入院等により収入が著しく減少した場合
- ③ 事業損失、失業等により収入等が著しく減少した場合
- ④ 農作物の不作、不漁等により収入等が著しく減少した場合

	損害の程度	前年中の所得	減免割合
①	損害の程度が3/10以上5/10未満の場合	前年中の合計所得が500万円以下の場合	50%
		前年中の合計所得が500万円を超え750万円以下の場合	25%
		前年中の合計所得が750万円を超え1,000万円以下の場合	12.5%
	損害の程度が5/10以上の場合	前年中の合計所得が500万円以下の場合	100%
		前年中の合計所得が500万円を超え750万円以下の場合	50%
		前年中の合計所得が750万円を超え1,000万円以下の場合	25%

	生計維持者の前年中の総所得金額	前年中所得と当該年所得との減少割合	減免割合
②	前年中の合計所得が200万円以下の場合	前年中所得の4/10を超え6/10以下の場合	50%
		前年中所得の4/10以下の場合	100%
	前年中の合計所得が200万円を超え400万円以下の場合	前年中所得の4/10を超え6/10以下の場合	25%
		前年中所得の4/10以下の場合	50%
	前年中の合計所得が400万円を超える場合	前年中所得の4/10を超え6/10以下の場合	12.5%
		前年中所得の4/10以下の場合	25%

	生計維持者の前年中の総所得金額	前年中所得と当該年所得との減少割合	減免割合
③	前年中の合計所得が200万円以下の場合	前年中所得の3/10を超え5/10以下の場合	50%
		前年中所得の3/10以下の場合	100%
	前年中の合計所得が200万円を超え300万円以下の場合	前年中所得の3/10を超え5/10以下の場合	25%
		前年中所得の3/10以下の場合	50%
	前年中の合計所得が300万円を超え400万円以下の場合	前年中所得の3/10を超え5/10以下の場合	12.5%
		前年中所得の3/10以下の場合	25%

※当該年中の総所得金額の見込額は雇用保険金を含んだ額とする。

	生計維持者の前年中の総所得金額(損失額が平年農作物収入の10分の3以上の者)	減免割合
④	前年中の合計所得が300万円以下の場合	100%
	前年中の合計所得が300万円を超え400万円以下の場合	80%
	前年中の合計所得が400万円を超え550万円以下の場合	60%
	前年中の合計所得が550万円を超え750万円以下の場合	40%
	前年中の合計所得が750万円を超え1,000万円以下の場合	20%